

現物サービス拡充のための新たな交付金 (子育て支援交付金) について

【全国児童福祉主管課長会議・別冊資料】

平成23年2月10日(木)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

※ 内容については、今後の調整によって、変更があり得ますので、予めご了承ください。

【目 次】

1. 「子育て支援交付金」の創設について	1
2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方	
(1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	1
(2) 地方独自の子育て支援推進事業	2
(3) 次世代育成支援対策推進事業	3
(4) 子育て支援環境整備事業	3
3. 交付金交付事務等の流れ	
(1) 事前協議の実施	4
(2) 交付決定手続	4
(3) 交付金の執行	5

<参考資料>

○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について	6
○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の交付申請事務の流れについて	9
○平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について（交付要綱案文・未定稿）	10
・別紙様式第1（指定都市・中核市用 交付申請様式）	26
・別紙様式第2（市町村用 交付申請様式）	61
・別紙様式第3（都道府県用 交付申請様式）	85
○平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（実施要綱案文・未定稿）	100

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について

1. 「子育て支援交付金」の創設について

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の創設については、平成23年1月21日に開催の「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」等においてお伝えしたところであるが、今般、当該交付金に係る交付基準案等の具体的内容について情報提供するので、管内市町村に対して周知いただくとともに、当該交付金の積極的な活用による地域における子育て支援の更なる推進について、管内市町村への働きかけをお願いしたい。

2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方

子育て支援交付金の交付対象事業は、以下のとおりである。

（1）国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業（詳細は、保育課の説明資料を参照。）

① 対象事業

昨年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

② 交付基準の考え方

ア グループ型小規模保育事業

児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準とする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

安心子ども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準とする。

(2) 地方独自の子育て支援推進事業

① 対象事業

市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業。

イ 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分。

市町村が平成22年度において独自に実施している子育て支援事業について、

○支援対象者の拡大（対象児童の年齢範囲の拡大、所得制限の引き下げ 等）

○事業実施か所数等の政策的な増（対象児童の自然増は含まれない。）

などの既存事業の改善を平成23年度から行う場合に、平成23年度事業費見込額（改善後）と平成22年度事業費実績額（改善前）との差額を拡充分として捉えて、当該交付金の交付対象とする。

ウ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業（児童人口配分による事業）として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

ア 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）

なお、負担軽減の対象サービスを特定しない形で個人に現金を支給するもの、及び換金が可能な、いわゆる「金券」に当たる品目を個人に支給するものは、個人の負担を軽減する事業とは認められない。

※いわゆる「金券」に該当する品目の例

○商品券の類（百貨店・クレジットカード等のギフト券、旅行券、全国共通図書券 等）

○プリペイドカードの類（テレホンカード、全国共通図書カード 等）

○その他（切手、はがき、公共交通機関の乗車券類 等）

イ 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

ウ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。

エ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

オ 新たに、「認可外保育施設運営支援事業」における対象施設の要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業

カ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

② 交付基準の考え方

児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算し、各市町村への配分額を決定する。

なお、①のア～ウに該当する事業を3事業以上実施する市町村に対しては、予算の範囲内で加算を行うこととする。

（3）次世代育成支援対策推進事業

① 対象事業

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する次の事業（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」と同一の事業。）。

ア 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

イ その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

② 交付基準の考え方

従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の交付基準と同様、事業量や取組内容に応じて設定するポイントに基づき事業計画全体を評価し、各市町村への配分額を決定する。

（4）子育て支援環境整備事業

① 対象事業

現在、年金特別会計に計上し、児童育成事業として実施している以下の事業。

ア 民間児童館活動事業

民間児童館の創意工夫を生かし、自然体験活動事業や子どもボランティア育成支援事業などの取組を実施する。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設等の専門的な養育機能を活用して、児童養育等に関する相談援助活動等を実施する。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修等を実施する。

エ 地域組織活動育成事業

母親など地域住民の積極的な参加による母親クラブ等の地域組織活動の促進を図る。

②交付基準の考え方

従来の子育て支援事業の各事業と同様の交付基準とする。

3. 交付金交付事務等の流れ

(1) 事前協議の実施

当該交付金の交付に当たっては、交付申請書の提出に先立ち、すべての交付対象事業について事前協議書の提出を求め、当該協議書を審査の上、交付予定額の内示を行うこととする。

交付申請は、原則、当該内示額により行うこととなる。

事前協議の実施スケジュール等については、追って連絡する。

(2) 交付決定手続

当該交付金は、補助方式が2通りあり、直接補助事業（地方独自の子育て支援推進事業、次世代育成支援対策推進事業）と間接補助事業（国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業、子育て支援環境整備事業）があるが、直接補助事業については、国が直接、市町村に対して交付決定を行うこととなる。

指定都市及び中核市に対しては、すべての事業が直接補助方式となることから、国が直接、交付決定を行う。

また、都道府県に対しては、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（間接補助事業分）及び都道府県が実施主体となって行う事業について交付金を交付する。

(3) 交付金の執行

指定都市及び中核市においては、すべての事業、それ以外の市町村においては、国から直接交付を受ける直接補助事業に係る交付金の実施事業への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、各指定都市、中核市及び市町村の裁量により決定して差し支えない。

また、都道府県においては、国から交付を受ける間接補助事業に係る交付金の管内市町村への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、都道府県の裁量により決定して差し支えない。

なお、市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算の範囲内で変更交付決定を行うこととなるので、留意願いたい。

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律に基づき、待機児童「先取り」プロジェクト関連事業や、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）を拡充する事業の実施に必要な経費に充てるための交付金を交付し、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。 <平成23年度予算案：500億円>

《子育て支援交付金 交付対象事業》

〔国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業〕

平成22年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

〔地方独自の子育て支援推進事業〕

市町村独自の子育て支援事業の新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、幅広い取組を推進する。

- ① 地域の実情を踏まえて市町村が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業
- ② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分
- ③ 従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の児童人口配分による事業

《交付対象外》

- ・金銭給付（利用者負担軽減は対象）
- ・既存の地方単独事業への財源充当
- ・国の他の補助金等の対象経費
- ・国の他の補助金等の地方負担分への充当
- ・新たに、「認可外保育施設運営支援事業」の実施要件を満たさない認可外保育施設への新たな運営費助成
- ・施設整備を目的とする事業

〔次世代育成支援対策推進事業〕

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の事業。

（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」。）

〔子育て支援環境整備事業〕

従来の児童育成事業のうち、民間児童館の活動推進や児童委員等の研修、母親クラブなど地域組織の活動を支援する以下の事業。

- 民間児童館活動事業
- 児童福祉施設併設型民間児童館事業
- 地域子育て環境づくり支援事業
- 地域組織活動育成事業

対象事業	交付基準の考え方	交付基準額
1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	<p>①グループ型小規模保育事業 児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準</p> <p>②認可外保育施設運営支援事業 安心こども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準</p>	<p>①グループ型小規模保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭的保育者経費：児童1人当たり月額 52,200円 ○家庭的保育支援者経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 保育者6人以上に対し配置する場合:支援者1人当たり年額 4,527,000円 イ 保育者3～5人に対し配置する場合:支援者1人当たり年額 2,263,000円 ○連携保育所又は実施保育所経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本分：1か所当たり年額 800,000円 イ 加算分 保育者1人につき年額 120,000円 ○家庭的保育補助者経費 補助者を配置している家庭的保育者に、児童1人当たり月額25,000円 <hr/> <p>②認可外保育施設運営支援事業 児童1人当たり月額：乳児72,000円、1・2歳児39,000円、3歳児15,000円、4歳以上児12,000円</p>
2. 地方独自の子育て支援推進事業	<p>児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算して交付。</p>	<p>以下の①及び②の合算額を交付（3事業以上実施の場合には加算を行う。）。</p> <p>①定額分：1市町村当たり2,000,000円</p> <p>②児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口（0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。）に応じて、次により算出された額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童人口3千人未満：配分基礎額284,000円×3 イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円×（当該児童人口/1千人） ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円× {10+(当該児童人口－1万人)/1,500人}
3. 次世代育成支援対策推進事業	<p>従来の次世代育成支援対策交付金の交付基準と同様。</p>	<p>実施要綱（評価基準）に基づく基準点数に基づき交付額を算出。</p>
4. 子育て支援環境整備事業	<p>従来の児童育成事業における各事業の交付基準と同様。</p>	<hr/> <p>1か所当たり年額 児童館：1,800,000円、児童センター：2,969,000円</p> <hr/> <p>1か所当たり年額 9,951,000円</p> <hr/> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円</p> <hr/> <p>71か所当たり年額 189,000円</p>
①民間児童館活動推進事業		
②児童福祉施設併設型民間児童館事業		
③地域子育て環境づくり支援事業		
④地域組織活動育成事業		

対象事業	国庫負担割合	実施主体・負担割合
1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業 ①グループ型小規模保育事業 ②認可外保育施設運営支援事業	①の事業及び②の事業のうち既に市町村より補助を受けている施設への支援 1 / 3	・市町村 1 / 3 (都道府県 1 / 3) ・指定都市・中核市 2 / 3
	②の事業のうち上記以外の事業 1 / 2	・市町村 1 / 4 (都道府県 1 / 4) ・指定都市・中核市 1 / 2
2. 地方独自の子育て支援推進事業	定額 (1 / 2 相当) (児童人口配分と定額の併用) ※3事業以上実施する場合は加算を行う。	指定都市、中核市、市町村 1 / 2
3. 次世代育成支援対策推進事業	定額 (1 / 2 相当)	指定都市、中核市、市町村 1 / 2
4. 子育て支援環境整備事業 ①民間児童館活動事業 ②児童福祉施設併設型民間児童館事業 ③地域子育て環境づくり支援事業 ④地域組織活動育成事業	①、②及び④の事業 1 / 3	・市町村 1 / 3 (都道府県 1 / 3) ・指定都市・中核市 2 / 3
	③の事業 1 / 3	・都道府県、指定都市、中核市 2 / 3

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の 交付申請事務の流れについて

市 町 村

【直接補助事業】

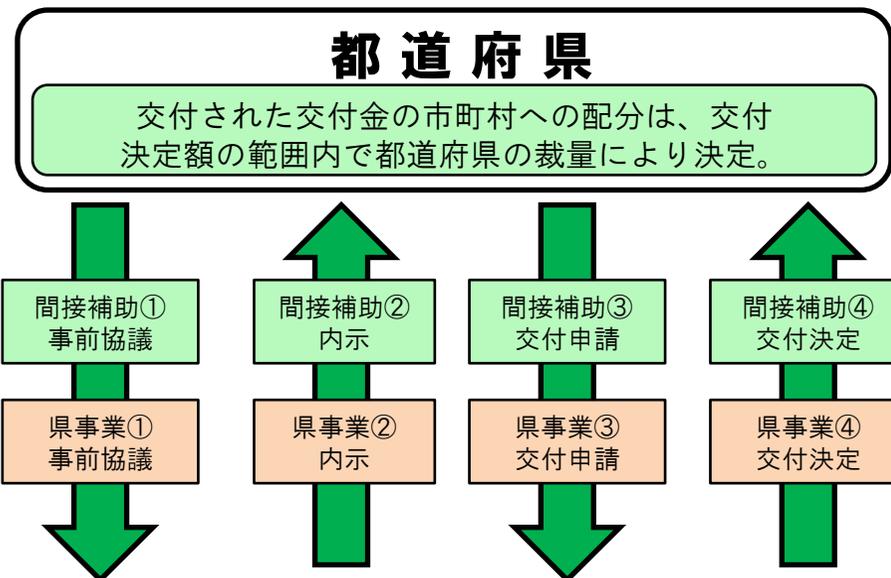
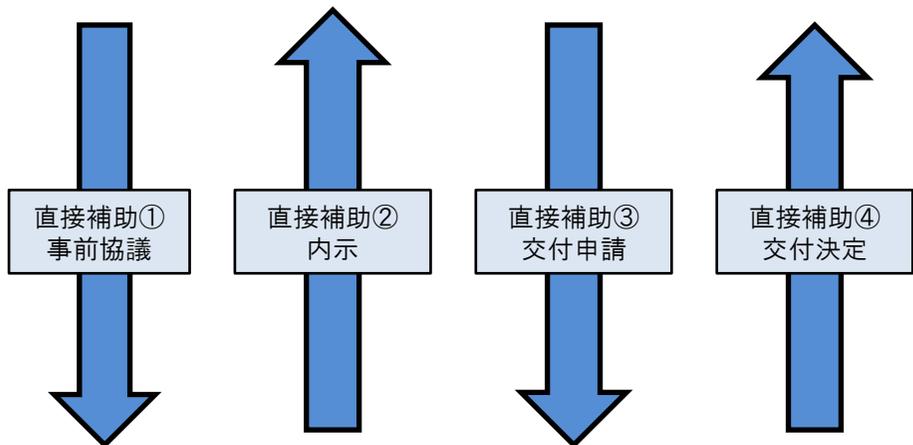
交付された交付金の実施事業への配分は、
交付決定額の範囲内で市町村の裁量により決定。

【間接補助事業】

交付された交付金の実施事業への配分は、都道府県
からの配分額の範囲内で市町村の裁量により決定。

※ 市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業
で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算
の範囲内で変更交付決定を行う。

都道府県は、市町村が実施す
る事業に対して補助を行う



【直接補助事業】

- 地方独自の子育て支援推進事業
- 次世代育成支援対策推進事業

国

【間接補助事業】

- 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
- 子育て支援環境整備事業

厚生労働省発雇児第 号
平成 年 月 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官

平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について

標記の交付金については、別紙「平成23年度子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成22年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

平成23年度子育て支援交付金交付要綱

(通則)

- 1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成23年法律第●●号。以下「子ども手当法」という。）第23条の規定に基づく交付金（子育て支援交付金）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、子ども手当法第23条の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が実施する次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業に要する経費に充てるための交付金を交付し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
平成22年11月29日待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」及び平成23年●月●日雇児発第●●●●●●●●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定都市及び中核市が実施する次の事業並びに市町村が行う次の事業に対して都道府県が補助する事業。
 - ア グループ型小規模保育事業
複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業。
 - イ 認可外保育施設運営支援事業
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定による保育所に係る基準を満たす施設に対して、運営に要する経費を補助する次の事業。
 - (ア) 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業。
 - (イ) (ア) 以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(2) 次世代育成支援対策推進事業

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第8条第1項に規定する市町村行動計画により毎年度策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表8による事業計画及び実施要綱に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う次の事業。

ア 特定事業

(ア) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、市町村が行う事業。

(イ) 養育支援訪問事業として、市町村が行う事業。

(ウ) ファミリー・サポート・センター事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(エ) 子育て短期支援事業として、市町村が行う事業。

(オ) 地域子育て支援拠点事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(カ) 一時預かり事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

イ その他の事業

実施要綱の別添4の2に定める要件を備える事業。

(3) 地方独自の子育て支援推進事業

実施要綱に基づき、地方が独自に行う子育て支援サービス（現物サービス）としての次の事業。

ア 地域の実情に応じた次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業として指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

イ 次世代法第8条第1項に規定する市町村行動計画により策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表9の③による事業計画に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(4) 子育て支援環境整備事業

実施要綱に基づき、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための以下の事業。

ア 民間児童館活動事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）、市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）並びに市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業として、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

エ 地域組織活動育成事業として、指定都市及び中核市が実施する事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業。

(対象外事業)

- 4 この交付金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。
- (1) 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
 - (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。（実施要綱の別添1の2に定める事業を除く。）。
 - (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
 - (4) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
 - (5) 新たに、実施要綱の別添1の2の(4)に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に要する経費の一部を負担し、又は補助する事業。
 - (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）。

(交付額の算定方法)

- 5 この交付金の交付額は、それぞれ次により算出した額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(4)の事業

ア 都道府県(3の(4)のウの事業のみ。)、指定都市及び中核市が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2(3の(1)のイの(イ)の事業は4分の3)を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定め

る対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県、指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

実施要綱の別添4に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。

ア 評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の対象経費の実支出額の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ なお、平成22年度において次世代育成支援対策交付金による事業実績がある市町村においては、アにより評価基準に基づき設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)／前年度基準点数の合計(計画))。なお、前年度基準点数とは、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に基づき設定された基準点数。)に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(3) 3の(3)の事業

ア 別表の第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が事業を実施する場合

ア 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が実施する事業に都道府県が補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに

厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク 市町村は、都道府県から交付を受けた額と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 都道府県は、国から概算払いにより市町村に交付する額に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた交付金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。

コ エにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

サ 市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 市町村が事業を実施する場合（(4)に掲げる場合を除く。）

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理

し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（4）市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、市町村長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 民間事業者から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 民間事業者がア～クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部

又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 都道府県、指定都市又は中核市が社会福祉法人等の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県又は指定都市若しくは中核市の市町村長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告しなければならない。

なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 社会福祉法人等から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 社会福祉法人等がア〜クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第5による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第6による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第7による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により5, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

※別紙様式第4～第8については、作成中。

- ・別紙様式第4：交付金調書
- ・別紙様式第5～第7：事業実績報告
- ・別紙様式第8：消費税に係る仕入控除税額報告書

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	グループ型小規模保育事業	<p>(1) 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円</p> <p>(2) 家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。)</p> <p>イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円)</p> <p>(3) 連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1か所当たり年額800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、場合は、60,000円)</p> <p>(4) 家庭的保育補助者経費 家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について 児童1人当たり月額25,000円 ※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。</p>	グループ型小規模保育事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	認可外 保育施 設運営 支援事 業	<p>児童1人当たり月額</p> <p>4歳以上児 12,000円</p> <p>3歳児 15,000円</p> <p>1・2歳児 39,000円</p> <p>乳児 72,000円</p> <p>※ 「5 補助率」欄に記載の「市町村より補助を受けている」とは、施設の設備や職員の配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用等について補助を受けているものであり、給食費等、運営に要する費用のごく一部の経費のみの補助制度や、設備や職員配置に関する基準を設けずに施設に対し一律に補助を行うものについては含めない。</p>	認可外保育施設運営支援事業に必要な経費	<p>ア 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/3</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2)</p> <p>イ ア以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
次世代 育成支 援対策 推進事 業	交付要 綱3の (2)の アの (ア)～ (カ)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
	実施要 綱の別 添4の 2の (1)～ (6)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
地方独 自の子 育て支 援推進 事業	地方独 自の子 育て支 援推進 事業	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額。</p> <p>(1) 定額分 1市町村当たり2,000,000円</p> <p>(2) 児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口(0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)に応じて、次により算出された額。 なお、実施要綱の別添2の3に該当する事業を3事業以上実施する場合には加算を行う。</p> <p>ア 児童人口3千人未満 配分基礎額284,000円×3</p> <p>イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円 ×(当該児童人口/1千人)</p> <p>ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円×{10+ (当該児童人口-1万人)/1,500人}</p>	地方独自の子育て 支援推進事業の実 施に必要な経費	定額 (1/2 相当)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
子育て支援環境整備事業	民間児童館活動推進事業	<p>(1) 児童館 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 1,800,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童館にあっては、1か所当たり900,000円とする。)</p> <p>(2) 児童センター 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 2,969,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,484,000円とする。)</p>	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する場合 1/2
	児童福祉施設併設型民間児童館事業	9,951,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり4,975,000円とする。)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2
	地域子育て環境づくり支援事業	都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	地域組織活動育成事業	189,000円（1 か所当たり年額）×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1 / 3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1 / 2

厚生労働大臣 殿

指定都市長

中核市長

印

平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業所要額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳表（別表3）
- 5 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳表（別表4）
- 6 平成 年度子育て支援環境整備業所要額内訳表（別表5）
- 7 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（別表6）
- 8 平成 年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調書（別表7）
- 9 平成 年度次世代育成支援対策推進事業計画書（別表8）
- 10 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業計画書（別表9）
- 11 平成 年度子育て支援環境整備業計画書（別表10）

12 添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取り組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	か所数
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
(ア)グループ型 小規模保育事業	円	円	円	円					()
(イ)認可外保育 施設運営支援事業(交付要綱3 (1)イ(ア)の事業)	円	円	円	円					()
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注)か所数欄の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、(ア)は「家庭的保育者数」を記入すること。

指定都市名
中核市名

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/2)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	か所数
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(イ)の事業)									()

(注)か所数欄の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、(ア)は「家庭的保育者数」を記入すること。

別表 3

平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助 所要額 D	厚生労働大臣が 認めた額 E	国庫補助 所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

別表 4

平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助所要額 D	厚生労働大臣が認めた額 E	国庫補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	備 考
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差 引 額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(ア)民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所 か所
(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費									うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
(ウ)地域子育て環境づくり支援事業									
(エ)地域組織活動育成事業									
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	

社会福祉法人 等名	区 分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3) =⑥	指定都市、中核市補助予定額 ⑦	今回申請国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基額 本 (⑧×1/2) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所要額 ⑨と⑩を比較して少ない方の額	備 考
		対象経費の支出 ①	寄付金その他の収入額 ②	差 引 額 (①-②)=③									
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
	合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

別表 6

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（案）

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1)グループ型小規模保育事業

市町村名 ①	連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ②	家庭的保育 支援者番号 ③	グループ番 号 ④	家庭的保育者 番号 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	補助者数 (実人数) ⑧	利用児童数 (実人数) ⑨	延利用月数 ⑩	実施形態 ⑪
					円	月	人	人	月	
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
合計	か所	人	グループ	人	円	か所	人	人	月	合計 か所
市町村	6月以上 6月未満					6月以上 6月未満				1. か所 2. か所

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ②の市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について、上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
3. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
4. ④は、グループごとに、通し番号を記入し異なるグループであることが分かるようにすること。
5. ⑤は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
6. ⑪は、該当する番号の左に○印を付すこと。

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（案）

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト

都道府県名
指定都市名
中核市

(2)認可外保育施設運営支援事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	支出予定額 ④ 円	事業実施月数 ⑤ 月	利用児童数 (実人数) ⑥ 人	延利用月数 ⑦ 月	補助開始 年月日 ⑧	事業開始 年月日 ⑨	保育士配置基準 適・否 ⑩
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
合計	か所	か所	円	か所	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	/		か所 適否
市町村		公私							

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦は、本事業に関わらず、市町村による補助を開始した年月日を記入すること。（「市町村による補助」の定義は、別表の基準額欄を参照のこと）
 4. ⑩は、児童福祉施設最低基準33条第2項の保育士数の基準を満たしている施設は「適」と、満たしていない施設は「否」と記入すること。

平成23年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 別表3の記載内容に応じてA欄には「○」、B欄及びC欄には数字が自動的に表示される。平成23年度実施事業について別表3に記載しているにもかかわらず別表2のA欄に「○」、B欄及びC欄に数字が表示されない場合は、別表3の記載に不備があることが原因と考えられるため、別表3の記載内容に誤り・不足等無いか確認すること。
- ※ 地域子育て支援拠点事業、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業については、事業開始が年度途中となる等により事業実施月数が12ヶ月に満たない場合は、以下とおり実施月数に応じてか所数が算出される。
11～8ヶ月:0.75か所、7～4ヶ月:0.5か所、3ヶ月～:0.25か所
- ※ B欄の網掛けされているところは、A欄が○の場合、便宜上、数字の1が表示される。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

A欄	項目	B欄 (対象全家庭)	C欄 (家庭訪問数)	評価ポイント	申請ポイント		
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	F	0	G	0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	(2) (1)以外の市町村	H	0	I	0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計					J	0.00 ポイント	

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%」は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

A欄	項目	B欄 (家庭訪問延べ件数)	評価ポイント	申請ポイント	
	・ 育児・家事援助	K	0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
	・ 専門的相談支援	L	0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	・ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M	0	0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				N	0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・基本事業(会員数)			
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
	(支部の設置箇所数)			
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	・病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの延利用件数)			
	～59件	Y	9.0 ポイント	0.00 ポイント
	60件～119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント
	120件～199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント
	200件～299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント
	300件～399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
	400件～599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
	近隣市町村会員受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援			
	利用支援 有	AH	2.0 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AI 0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

ショートステイ	0	か所
トワイライトステイ	0	か所

※ 評価ポイントは100人日単位の表示となっている。「(児童の送迎を実施)」を除く。

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施			
	2歳未満児・慢性疾患児	AK	4.30 ポイント	0.00 ポイント
	2歳以上児	AL	2.35 ポイント	0.00 ポイント
	緊急一時保護	AM	0.60 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施			
	基本分	AN	0.45 ポイント	0.00 ポイント
	宿泊分	AO	0.45 ポイント	0.00 ポイント
	休日デイサービス分	AP	1.00 ポイント	0.00 ポイント
	児童の送迎を実施	AQ	0.30 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AR 0.00 ポイント

●地域子育て支援拠点事業

ひろば型	GS	0	か所
出張ひろば	GT	0	か所
センター型	GU	0	か所
経過措置	GV	0	か所
児童館型	GW	0	か所

QX 0 か所(合計)

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・ひろば型(基本分)			
	3~4日開所	AS 0	か所 17.8 ポイント	0.00 ポイント
	3~4日開所(機能拡充あり)	AT 0	か所 23.9 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所	AU 0	か所 21.8 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所(機能拡充あり)	AV 0	か所 36.5 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	AW 0	か所 25.8 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所(機能拡充あり)	AX 0	か所 39.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひろば型(加算分)			
	出張ひろばの実施	AY 0	か所 6.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	AZ 0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	BA 0	か所 3.0 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	BB 0	か所 3.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	BC 0	か所 4.5 ポイント	0.00 ポイント
	・センター型			
	5日開所	BD 0	か所 37.0 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	BE 0	か所 39.6 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(基本分)	BF 0	か所 12.9 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(保健相談等加算分)	BG 0	か所 6.8 ポイント	0.00 ポイント
	・児童館型			
	基本分	BH 0	か所 8.4 ポイント	0.00 ポイント
	加算分(地域の子育て力を高める取組)	BI 0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			BJ 0.00 ポイント

●一時預かり事業

A 欄	項 目	B 欄 (実施か所数)	評価ポイント	申請ポイント
	・保育所型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	BK 0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BL 0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	BM 0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	BN 0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	BO 0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	BP 0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	BQ 0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BR 0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	BS 0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BT 0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	BU 0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	BV 0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	BW 0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	BX 0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	BY 0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BZ 0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着II型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	CA 0	か所 2.4 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	CB 0	か所 7.1 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	CC 0	か所 12.8 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	CD 0	か所 18.4 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	CE 0	か所 24.1 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	CF 0	か所 29.8 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	CG 0	か所 35.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	CH 0	か所 41.1 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			CI 0.00 ポイント

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

<評価2>

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
●へき地保育事業				
	・実施か所数	CJ 0	20.0 ポイント	CK 0.00 ポイント
●家庭支援推進保育事業				
	・実施か所数	CL 0	19.0 ポイント	CM 0.00 ポイント
●次世代育成支援人材養成事業				
	コーディネーターの養成	CN	3.0 ポイント	CO 0.00 ポイント
	スタッフの養成	CP	3.0 ポイント	CQ 0.00 ポイント
●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (基本事業)				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	CR 0	0.4 ポイント	CS 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	CT 0	0.4 ポイント	CU 0.00 ポイント
	ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	CV	15.0 ポイント	CW 0.00 ポイント
A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
(付加的事業)				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。				
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	CX	3.3 ポイント	CY 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	CZ	3.6 ポイント	DA 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	DB	3.2 ポイント	DC 0.00 ポイント
ポイント数計				DD 0.00 ポイント
●子育て支援ネットワーク事業				
		DE	13.5 ポイント	DF 0.00 ポイント
●子どもの事故予防強化事業				
	・基本分(児童人口2,500人未満)	DG	3.0 ポイント	DH 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口2,500人以上～8,500人未満)	DI	5.0 ポイント	DJ 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口8,500人以上)	DK	8.0 ポイント	DL 0.00 ポイント
	・加算分(事故予防検討会の開催)	DM	1.0 ポイント	DN 0.00 ポイント
評価2合計ポイント				0.00 ポイント
総合計ポイント				DX 0.00 ポイント

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 総事業費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)	
	A	B	C	
評価1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	DY	DZ	EA	
			0千円	
	養育支援訪問事業	EB	EC	ED
			0千円	
	ファミリー・サポート・センター事業	EE	EF	EG
			0千円	
	子育て短期支援事業	EH	EI	EJ
		0千円		
評価2 地域子育て支援拠点事業	EK	EL	EM	
			0千円	
	一時預かり事業	EN	EO	EP
			0千円	
	へき地保育事業	EQ	ER	ES
			0千円	
	家庭支援推進保育事業	ET	EU	EV
		0千円		
評価2 次世代育成支援人材養成事業	EW	EX	EY	
			0千円	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	EZ	FA	FB
			0千円	
	子育て支援ネットワーク事業	FC	FD	FE
		0千円		
子どもの事故予防強化事業	FF	FG	FH	
			0千円	
合計	GJ	GK	GL	
	0千円	0千円	0千円	

※GJ欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

● 平成22年度の次世代育成支援対策交付金の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度交付申請時 総合計ポイント	平成22年度実績ベース 総合計ポイント	平成22年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
GM	GN	GO

※必須入力

※①及び②欄の総合計ポイントは(評価1)～(評価2)までの合計のポイントを記入してください。

平成22年度の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※③欄は平成22年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。

※平成22年度に次世代育成支援対策交付金の交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成23年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成23年度事前協議時 総合計ポイント	平成23年度内示額 (単位:円)	平成23年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
GP	GQ	GR

※必須入力

※④欄は平成23年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合計ポイントを記入してください。

平成23年度事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※⑤欄は内示書に記載されている金額を記入してください。

※⑥欄は平成23年度に申請する交付申請額を記入してください。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名		事業開始年月日		実施方法(直営・委託の別)					
		平成 年 月 日		直営・委託			委託の場合は委託先		
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成23年度計画)				訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)				保健師、助産師、看護師	保育士	母子保健推進員、愛育班員、民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)									
		うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)							
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!						0
以下の(1)～(3)について、該当する太枠内に○を選択									
(1)研修			(2)ケース対応会議			(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施			
<input type="checkbox"/> 実施有り <input checked="" type="checkbox"/> 実施無し			<input type="checkbox"/> 開催有り <input checked="" type="checkbox"/> 開催無し			<input type="checkbox"/> 実施有り <input checked="" type="checkbox"/> 実施無し			
※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。									

(注1)「家庭訪問対象全家庭数」(a)は、当該年度の出生児数などから、平成23年度の1年間における全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」(b)には、平成23年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

(注3)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(注4)以下の①②の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

- ①研修を実施する。
- ②実施計画を策定する。

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 [委託の場合は委託先]	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	分娩に関わった産 科医療機関の助 産師等が行う訪問 支援 C	合計	育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	分娩に関わった産 科医療機関の助 産師等が行う訪問 支援 F	合計
[]	(か所)	(か所)	(か所)	(か所)	(件)	(件)	(件)	(件)
				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を選択		
育児・家事 援助	専門的相談支援			分娩に関わった産科医 療機関の助産師等が 行う訪問支援	合計	(1)中核機関	<input type="checkbox"/> 指定有り
ヘルパー、子 育てOB等 G	保育士等 H	保健師、助産 師、看護師等 I	理学療法士、 心理療法士等 J	産科医療機関の 助産師等 K		(2)研修	<input type="checkbox"/> 実施有り
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場 合は本事業の対象とならない。	
					0		

(注1) A~Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。

(注2) D~Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。

(注3) G~Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。

(注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。

(注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(注6) 以下の①②のうち1つでも実施しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

①情報の収集、一定の指標に基づく訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。

②研修を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数 (本年度末)				6. 合同実施市町村 ※1	
(1) 基本事業	直営・委託・補助			(1) アドバイザー	(2) 事務員	(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合計 (1)+(2)+(3)	基本事業	病児事業
(委託・補助先)		(時間)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
(2) 病児事業	直営・委託・補助	: ~ :							0		
(委託・補助先)											

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化事業	
センター業務		センター等の業務	
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務		(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	
(2) 相互援助活動の調整等		(2) 相互援助活動の調整等	
(3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催		(3) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	
		(4) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)	
		(5) 依頼受付時間 (時間) [: ~ :] ※2	
		(6) 近隣市町村会員の受け入れ	
		(7) 初年度体制整備 ※3	
活動内容		活動内容	
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり		(1) 病児・病後児の預かり	○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎		(2) 宿泊を伴う預かり	
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり		(3) その他(早期・夜間等の緊急時の預かりなど)	
(4) 学校の放課後の子どもの預かり		(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり			
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり			
(7) 複数預かりの実施 (兄弟姉妹を除く) ※4			
3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター (病児・病後児の預かり等を含む。) の利用支援			
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整		(3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成	
(2) 早期、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応			

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業 (本様式では、「病児事業」という。) の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。
 2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
 3. ※1 事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、合同実施市町村を記載すること。
 4. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記載すること。
 5. ※3 今年度から病児事業を実施する場合。
 6. ※4 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。
 7. 基本事業①～③の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
 ②相互援助活動の調整等
 ③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
 8. 病児事業①～④の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
 ②相互援助活動の調整等
 ③会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
 ④医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)
 ⑤依頼受付時間 (8時間超) 1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(4)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			備 考
	施設種別	施設名 [委託先]	所在地	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親	
1							保育士・里親等の 登録人数 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
	施設種別	施設名 [委託先]	所在地	夜間養護分		休日預かり		
				基本分	宿泊分			
1							保育士・里親等の 登録人数 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。
- (注5)「利用予定児童数」は1人日単位で入力すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

①ひろば型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	機能拡充型 にかかる取組 内容	地域の子育て力を 高める取組内容	実施月数 (月)	出張ひろばを実施の場合に記載				
										出張元	出張先	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(注3)「機能拡充型にかかる取組内容」欄には、平成23年●月●日履発第●●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)1の(5)②エの(7)～(エ)のうち該当する記号を選択すること。

(注4)「地域の子育て力を高める取組内容」欄には、平成20年11月28日履発第1128003号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1の(5)②オの(7)～(エ)のうち該当する記号をすべて選択すること。

②センター型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	開設年月日 (年月日)
(住所)							
(住所)							
(住所)							

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業[続き]

③センター型・経過措置(小規模型指定施設)

名称	実施場所	直営・委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	事業内容	保健相談 (週3回程度実 施) の有無	開設年月日 (平成19年3月31日以前で なければ対象とならない)
		委託・補助の場 合は下段のに委 託・補助先を選択							(年月日)
(住所)									
(住所)									

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設年月日」欄に開設年月日を記入すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない)。

(注3)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(注4)「事業内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(イ)dの(a)~(c)のうち該当する記号を選択すること。

(注5)「保健相談(週3回程度実施)の有無」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を選択すること。

④児童館型

名称	実施場所	委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	地域の子育て力 を高める取組の 実施の有無
(住所)							
(住所)							

(注1)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(6)一時預かり事業

①保育所型

保育所名	実施場所	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
合計	0か所	公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

②地域密着型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	0か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

③地域密着Ⅱ型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、保育所、認定こども園(幼保連携型)、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

2. その他の事業

(1)へき地保育

保育所名 〔委託の場合には委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
				平成 21年度 実績	平成 22年度 実績	平成 23年度 見込み	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
1 [委託先]	(月)	(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	0	
2 [委託先]									0	
3 [委託先]									0	
4 [委託先]									0	
5 [委託先]									0	
合計	(0)か所			0人	0人	0人	0人	0人	0人	

<記入上の注意>

- 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)の2の(1)②ウ(イ)のa～dのうち該当する記号を選択すること。
- 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成21年度実績・平成22年度実績・平成23年度見込みのいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

(2)家庭支援推進保育事業

	設置主体 〔公又は私〕	保育所名	直営・委託 ・補助の別	委託又は補助先 (委託又は補助の場合のみ記入)	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考	
1	公・私				(%)	(人)	(月)		
2	公・私								
3	公・私								
4	公・私								
5	公・私								
6	公・私								
合計	公 0						0人	0月	
	私 0								

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、いずれかを選択すること。
3. 直営・委託・補助別の欄は、いずれかを選択すること。
4. 委託又は補助先の欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。直営の場合は記載不要。
5. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
6. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

(3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名:

市町村名:

①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況
・平成23年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

・平成24年3月31日予定

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

② 基本事業

ア 調整機関職員の専門性強化	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化	A	B	
	実施の有無	取 組 内 容	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取 組 内 容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(注1) A欄の「有」「無」いずれかを選択すること。
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

(5)子育て支援ネットワーク事業

①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

(6)子どもの事故予防強化事業

児童人口(平成23年4月1日現在)を記入してください。

都道府県名:

市町村名:

児童人口(0歳~15歳)		人
--------------	--	---

①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置する事業実施担当者※1	取組内容※2

※1 「母子保健推進員」、「愛育班員」等記載

※2 単にパンフレット等を配布等するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場等)、回数や人数等も記載する。

②加算分(事故予防検討会の開催)※3

検討会の構成員※4	検討内容※5

※3 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※4 「母子保健推進員」、「愛育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」等を記載

※5 検討内容の他、検討回数等も記載

(単位:千円)

①新規事業

事業名	新規事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

②既存事業の拡充分

事業名	既存事業内容	拡充内容	22年度対象経費の実支出額	23年度対象経費の支出予定額	対象経費の支出予定額(拡充分)	Cの支出に係る寄付金その他の収入額
			A	B	(B-A)=C	
					0	
					0	
					0	
小 計			0	0	0	0

③平成22年度において次世代育成支援交付金の交付を受けていた事業

事業名	事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

児童人口	※児童の範囲 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口 (0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)	児童人口 0人
------	--	---------

(記載上の注意点)

※ ③については、事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、取組が記載されている箇所にマーカーを引いて提出願います。

※ 入力が必要な箇所は色づけしています。

対象経費の支出 予定額 (①+②+③)	寄付金その他の 収入額 (①+②+③)
0	0

平成 年度子育て支援環境整備事業計画書

(1) 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(1) 民間児童館活動事業費(社会福祉法人等分)

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合計			か所	

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

事業実施内容	備考

(4) 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

特 別 区 区 長



平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳表（別表3）
- 4 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳表（別表4）
- 5 平成 年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び
取組内容等調書（別表7）
- 6 平成 年度次世代育成支援対策推進事業計画書（別表8）
- 7 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業計画書（別表9）

8 添付書類

(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）

(2) その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取り組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					

別表 3

平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助所要額 D	厚生労働大臣が認めた額 E	国庫補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

別表 4

平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助所要額 D	厚生労働大臣が認めた額 E	国庫補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成23年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 別表3の記載内容に応じてA欄には「○」、B欄及びC欄には数字が自動的に表示される。平成23年度実施事業について別表3に記載しているにもかかわらず別表2のA欄に「○」、B欄及びC欄に数字が表示されない場合は、別表3の記載に不備があることが原因と考えられるため、別表3の記載内容に誤り・不足等無いか確認すること。
- ※ 地域子育て支援拠点事業、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業については、事業開始が年度途中となる等により事業実施月数が12ヶ月に満たない場合は、以下とおり実施月数に応じてか所数が算出される。
11～8ヶ月:0.75か所、7～4ヶ月:0.5か所、3ヶ月～:0.25か所
- ※ B欄の網掛けされているところは、A欄が○の場合、便宜上、数字の1が表示される。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

A 欄	項 目	B 欄 (対象全家庭)	C 欄 (家庭訪問数)	評価ポイント	申請ポイント
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	F 0	G 0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	(2) (1)以外の市町村	H 0	I 0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計					J 0.00 ポイント

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%」は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

A 欄	項 目	B 欄 (家庭訪問延べ件数)	評価ポイント	申請ポイント
	育児・家事援助	K 0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
	専門的相談支援	L 0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M 0	0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				N 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント	
・基本事業(会員数)					
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント	
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント	
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント	
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント	
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント	
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント	
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント	
(支部の設置箇所数)					
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント	
	10か所未満	W	5.0 ポイント	0.00 ポイント	
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント	
・病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの延利用件数)					
	～59件	Y	9.0 ポイント	0.00 ポイント	
	60件～119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント	
	120件～199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント	
	200件～299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント	
	300件～399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント	
	400件～599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント	
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント	
	近隣市町村会員受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント	
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント	
・ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援					
	利用支援 有	AH	2.0 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント数計				AI	0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

ショートステイ 0 か所
トワイライトステイ 0 か所

※ 評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント	
・ショートステイ事業の実施					
	2歳未満児・慢性疾患児	AK	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント	
	2歳以上児	AL	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント	
	緊急一時保護	AM	人日 0.60 ポイント	0.00 ポイント	
・トワイライトステイ事業の実施					
	基本分	AN	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント	
	宿泊分	AO	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント	
	休日デイサービス分	AP	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント	
	児童の送迎を実施	AQ	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント数計				AR	0.00 ポイント

●地域子育て支援拠点事業

ひろば型	GS	0	か所
出張ひろば	GT	0	か所
センター型	GU	0	か所
経過措置	GV	0	か所
児童館型	GW	0	か所

GX 0 か所(合計)

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・ひろば型(基本分)			
	3~4日開所	AS 0	か所 17.8 ポイント	0.00 ポイント
	3~4日開所(機能拡充あり)	AT 0	か所 23.9 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所	AU 0	か所 21.8 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所(機能拡充あり)	AV 0	か所 36.5 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	AW 0	か所 25.8 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所(機能拡充あり)	AX 0	か所 39.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひろば型(加算分)			
	出張ひろばの実施	AY 0	か所 6.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	AZ 0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	BA 0	か所 3.0 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	BB 0	か所 3.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	BC 0	か所 4.5 ポイント	0.00 ポイント
	・センター型			
	5日開所	BD 0	か所 37.0 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	BE 0	か所 39.6 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(基本分)	BF 0	か所 12.9 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(保健相談等加算分)	BG 0	か所 6.8 ポイント	0.00 ポイント
	・児童館型			
	基本分	BH 0	か所 8.4 ポイント	0.00 ポイント
	加算分(地域の子育て力を高める取組)	BI 0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			BJ 0.00 ポイント

●一時預かり事業

A 欄	項 目	B 欄 (実態か所数)	評価ポイント	申請ポイント
	・保育所型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	BK 0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BL 0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	BM 0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	BN 0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	BO 0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	BP 0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	BQ 0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BR 0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	BS 0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BT 0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	BU 0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	BV 0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	BW 0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	BX 0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	BY 0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BZ 0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着II型(年間延利用児童数)			
	25人以上~ 300人未満	CA 0	か所 2.4 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	CB 0	か所 7.1 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~1500人未満	CC 0	か所 12.8 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~2100人未満	CD 0	か所 18.4 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~2700人未満	CE 0	か所 24.1 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~3300人未満	CF 0	か所 29.8 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~3900人未満	CG 0	か所 35.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	CH 0	か所 41.1 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			CI 0.00 ポイント

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

<評価2>

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
●へき地保育事業				
	・実施か所数	CJ 0 か所	20.0 ポイント	CK 0.00 ポイント
●家庭支援推進保育事業				
	・実施か所数	CL 0 か所	19.0 ポイント	CM 0.00 ポイント
●次世代育成支援人材養成事業				
	コーディネーターの養成	CN	3.0 ポイント	CO 0.00 ポイント
	スタッフの養成	CP	3.0 ポイント	CQ 0.00 ポイント
●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業				
(基本事業)				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	DR 0 人	0.4 ポイント	CS 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	GT 0 人	0.4 ポイント	CU 0.00 ポイント
	ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	CV	15.0 ポイント	CW 0.00 ポイント
A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
(付加的事業)				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。				
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	CX	3.3 ポイント	CY 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	CZ	3.6 ポイント	DA 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	DB	3.2 ポイント	DC 0.00 ポイント
ポイント数計				DD 0.00 ポイント
●子育て支援ネットワーク事業				
		DE	13.5 ポイント	DF 0.00 ポイント
●子どもの事故予防強化事業				
	・基本分(児童人口2,500人未満)	DG	3.0 ポイント	DH 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口2,500人以上～8,500人未満)	DI	5.0 ポイント	DJ 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口8,500人以上)	DK	8.0 ポイント	DL 0.00 ポイント
	・加算分(事故予防検討会の開催)	DM	1.0 ポイント	DN 0.00 ポイント
評価2合計ポイント				0.00 ポイント
総合計ポイント				DX 0.00 ポイント

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 総事業費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
評価1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) 養育支援訪問事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	DY	DZ	EA 0千円
	EB	EC	ED 0千円
	EE	EF	EG 0千円
	EH	EI	EJ 0千円
	EK	EL	EM 0千円
	EN	EO	EP 0千円
	EQ	ER	ES 0千円
評価2 へき地保育事業 家庭支援推進保育事業 次世代育成支援人材養成事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て支援ネットワーク事業 子どもの事故予防強化事業	ET	EU	EV 0千円
	EW	EX	EY 0千円
	EZ	FA	FB 0千円
	FC	FD	FE 0千円
	FF	FG	FH 0千円
	合計	GJ 0千円	GK 0千円

※GJ欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

● 平成22年度の次世代育成支援対策交付金の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度交付申請時 総合計ポイント	平成22年度実績ベース 総合計ポイント	平成22年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
GM	GN	GO
※必須入力		

※①及び②欄の総合計ポイントは(評価1)～(評価2)までの合計のポイントを記入してください。

平成22年度の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※③欄は平成22年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。

※平成22年度に次世代育成支援対策交付金の交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成23年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成23年度事前協議時 総合計ポイント	平成23年度内示額 (単位:円)	平成23年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
GP	GQ	GR
※必須入力		

※④欄は平成23年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合計ポイントを記入してください。

平成23年度事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※⑤欄は内示書に記載されている金額を記入してください。

※⑥欄は平成23年度に申請する交付申請額を記入してください。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名		事業開始年月日		実施方法(直営・委託の別)					
		平成 年 月 日		直営・委託			委託の場合は委託先		
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成23年度計画)				訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)				保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 愛育班員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)									
		うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)							
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!						0
以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に○を選択									
(1) 研修			(2) ケース対応会議			(3) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施			
<input type="checkbox"/> 実施有り <input type="checkbox"/> 実施無し			<input type="checkbox"/> 開催有り <input type="checkbox"/> 開催無し			<input type="checkbox"/> 実施有り <input type="checkbox"/> 実施無し			
※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。									

(注1)「家庭訪問対象全家庭数」(a)は、当該年度の出生児数などから、平成23年度の1年間における全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」(b)には、平成23年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

(注3)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(注4)以下の①②の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

- ① 研修を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 [委託の場合は委託先]	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	分娩に関わった産 科医療機関の助 産師等が行う訪問 支援 C	合計	育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	分娩に関わった産 科医療機関の助 産師等が行う訪問 支援 F	合計
[]	(か所)	(か所)	(か所)	(か所)	(件)	(件)	(件)	(件)
				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を選択			
育児・家事 援助	専門的相談支援			分娩に関わった産科医 療機関の助産師等が 行う訪問支援	合計	(1)中核機関	<input type="checkbox"/>	指定有り
ヘルパー、子 育てOB等	保育士等	保健師、助産 師、看護師等	理学療法士、 心理療法士等	産科医療機関の 助産師等		(2)研修	<input type="checkbox"/>	実施有り
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)	(人)	※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場 合は本事業の対象とならない。		
					0			

(注1) A~Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づき訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。

(注2) D~Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。

(注3) G~Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。

(注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。

(注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(注6) 以下の①②のうち1つでも実施しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

①情報の収集、一定の指標に基づく訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。

②研修を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数 (本年度末)				6. 合同実施市町村 ※1	
(1) 基本事業	直営・委託・補助			(1) アドバイザー	(2) ボランティア	(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合計 (1)+(2)+(3)	基本事業	病児事業
(委託・補助先)		(時間)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
(2) 病児事業	直営・委託・補助	~									
(委託・補助先)											

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化事業	
センター業務		センター等の業務	
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務		(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	
(2) 相互援助活動の調整等		(2) 相互援助活動の調整等	
(3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催		(3) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	
		(4) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)	
		(5) 依頼受付時間 (時間) [: ~ :] ※2	
		(6) 近隣市町村会員の受け入れ	
		(7) 初年度体制整備 ※3	
活動内容		活動内容	
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり		(1) 病児・病後児の預かり	○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎		(2) 宿泊を伴う預かり	
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり		(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)	
(4) 学校の放課後の子どもの預かり		(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり			
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり			
(7) 複数預かりの実施 (兄弟姉妹を除く) ※4			

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター (病児・病後児の預かり等を含む。) の利用支援	
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整	(3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応	

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業 (本様式では、「病児事業」という。) の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。
 2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
 3. ※1 事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、合同実施市町村を記載すること。
 4. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記載すること。
 5. ※3 今年度から病児事業を実施する場合。
 6. ※4 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。
 7. 基本事業①～③の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
 ②相互援助活動の調整等
 ③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
 8. 病児事業①～⑤の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
 ②相互援助活動の調整等
 ③会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
 ④医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)
 ⑤依頼受付時間 (8時間超) 1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(4)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			備 考
	施設種別	施設名 [委託先]	所在地	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親	
1							保育士・里親等の 登録人数 人 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実実施施設名等を記入すること。

イ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
	施設種別	施設名 [委託先]	所在地	夜間養護分		休日預かり		
				基本分	宿泊分			
1							保育士・里親等の 登録人数 人 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実実施施設名等を記入すること。
- (注5)「利用予定児童数」は1人日単位で入力すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

①ひろば型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	機能拡充型 にかかる取組 内容	地域の子育て力を 高める取組内容	出張ひろばを実施の場合に記載					
									出張元	出張先	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(注3)「機能拡充型にかかる取組内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)1の(5)②エの(7)～(エ)のうち該当する記号を選択すること。

(注4)「地域の子育て力を高める取組内容」欄には、平成20年11月28日雇児発第1128003号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1の(5)②オの(7)～(エ)のうち該当する記号をすべて選択すること。

②センター型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	開設年月日 (年月日)
(住所)							
(住所)							
(住所)							

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(5)地域子育て支援拠点事業[続き]

③センター型・経過措置(小規模型指定施設)

名称	実施場所	直営・委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	事業内容	保健相談 (週3回程度実 施) の有無	開設年月日 (平成19年3月31日以前で なければ対象とならない)
		委託・補助の場 合は下段のに委 託・補助先を選択							(年月日)
(住所)									
(住所)									

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設年月日」欄に開設年月日を記入すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない)。

(注3)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(注4)「事業内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(イ)dの(a)~(c)のうち該当する記号を選択すること。

(注5)「保健相談(週3回程度実施)の有無」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を選択すること。

④児童館型

名称	実施場所	委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	地域の子育て力 を高める取組の 実施の有無
(住所)							
(住所)							

(注1)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(6)一時預かり事業

①保育所型

保育所名	実施場所	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
合計	0か所	公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

②地域密着型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	0か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

③地域密着Ⅱ型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、保育所、認定こども園(幼保連携型)、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

2. その他の事業

(1)へき地保育

保育所名 〔委託の場合には委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
				平成 21年度 実績	平成 22年度 実績	平成 23年度 見込み	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
1 [委託先]	(月)	(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	0	
2 [委託先]									0	
3 [委託先]									0	
4 [委託先]									0	
5 [委託先]									0	
合計	(0)か所			0人	0人	0人	0人	0人	0人	

<記入上の注意>

1. 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
2. 「設置場所」欄は、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)の2の(1)②ウ(イ)のa～dのうち該当する記号を選択すること。
3. 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成21年度実績・平成22年度実績・平成23年度見込みのいずれかが10人以上であるか確認すること。
4. 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

(2)家庭支援推進保育事業

	設置主体 [公又は私]	保育所名	直営・委託 ・補助の別	委託又は補助先 (委託又は補助の場合のみ記入)	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考
1	公・私				(%)	(人)	(月)	
2	公・私							
3	公・私							
4	公・私							
5	公・私							
6	公・私							
合計	公 0					0人	0月	
	私 0							

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体[公又は私]欄は、いずれかを選択すること。
3. 直営・委託・補助別の欄は、いずれかを選択すること。
4. 委託又は補助先の欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。直営の場合は記載不要。
5. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
6. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

(3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: _____

市町村名: _____

①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況

・平成23年4月1日現在

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

・平成24年3月31日予定

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

② 基本事業

ア 調整機関職員の専門性強化	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化	A	B	
	実施の有無	取 組 内 容	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取 組 内 容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(注1) A欄の「有」「無」いずれかを選択すること。

(注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。

(注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

(5)子育て支援ネットワーク事業

①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

(6)子どもの事故予防強化事業

児童人口(平成23年4月1日現在)を記入してください。

都道府県名:

市町村名:

児童人口(0歳～15歳)		人
--------------	--	---

①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置する事業実施担当者※1	取組内容※2

※1 「母子保健推進員」、「愛育班員」等記載

※2 単にパンフレット等を配布等するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場等)、回数や人数等も記載する。

②加算分(事故予防検討会の開催)※3

検討会の構成員※4	検討内容※5

※3 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※4 「母子保健推進員」、「愛育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」等を記載

※5 検討内容の他、検討回数等も記載

(単位:千円)

①新規事業

事業名	新規事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

②既存事業の拡充分

事業名	既存事業内容	拡充内容	22年度対象経費の実支出額 A	23年度対象経費の支出予定額 B	対象経費の支出予定額(拡充分) (B-A)=C	Cの支出に係る寄付金その他の収入額
					0	
					0	
					0	
小 計			0	0	0	0

③平成22年度において次世代育成支援交付金の交付を受けていた事業

事業名	事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

児童人口	※児童の範囲 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口 (0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)	児童人口 0人
------	--	------------

(記載上の注意点)

※ ③については、事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、取組が記載されている箇所にマーカーを引いて提出願います。

※ 入力が必要な箇所は色づけしています。

対象経費の支出 予定額 (①+②+③)	寄付金その他の 収入額 (①+②+③)
0	0

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県

印

平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業所要額内訳表（別表11）
- 4 平成 年度子育て支援環境整備業所要額内訳表（別表12）
- 5 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（別表6）
- 6 平成 年度子育て支援環境整備業計画書（別表14）
- 7 添付書類
 - (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）
 - (2) その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取り組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助 予定額 ⑦	今回申請国庫 補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基本 額 (⑧×1/2)=⑨	厚生労働大臣 が認めた額 ⑩	国庫補助所要 額 (⑨と⑩を比較して少ない方の額)	備考
		対象経費の支出 予定額 ①	寄付金その他 の収入額 ②	差 引 額 (①-②)=③									
		円	円	円	円								
〇〇市	(ア)グループ型 小規模保育事業												
	(イ)認可外保育 施設運営支援 事業(交付要綱 3(1)イ(ア)の 事業)												
小計													
〇〇市	(ア)グループ型 小規模保育事業												
	(イ)認可外保育 施設運営支援 事業(交付要綱 3(1)イ(ア)の 事業)												
小計													
合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×3/4) =⑥	指定都市、中核市補助予定額 ⑦	今回申請国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額) ⑧	国庫補助基本額 (⑧×2/3) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所要額 (⑨と⑩を比較して少ない方の額)	備考
		対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③									
		円	円	円	円								
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
合計													

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3) =⑥	都道府県補助予定額 ⑦	今回申請国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基額 ⑨ (⑧×1/2) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪ ⑨と⑩を比較して少ない方の額	備考	
		対象支出①	経費の額	寄付金その他の収入額②										差引額 (①-②)=③
		円	円	円	円									
〇〇市	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満	か所 か所 か所
	(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費												うち、事業実施期間6月未満	か所 か所
	(工)地域組織活動育成事業													
小計														
〇〇市	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満	か所 か所 か所
	(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費												うち、事業実施期間6月未満	か所 か所
	(工)地域組織活動育成事業													
小計														
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

社会福祉法人 等名	区 分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3) =⑥	都道府県補助 予定額 ⑦	今回申請国 庫補助所要 額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基 本 額 (⑧×1/2) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所 要 額 (⑨と⑩を比較して少ない方の額)	備 考
		対象経費の 支出 ①	寄付金その他 の収入額②	差 引 額 (①-②)=③									
		円	円	円	円								
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 か所
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
	合 計												

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本 額 (③と④を比 較して少ない 方の額)⑤	今回申請国庫補 助 所 要 額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣 が認めた額 ⑦	国庫補助所要 額 (⑥と⑦を比 較して少ない 方の 額)	備 考
	対象経費の支出 予 定 額 ①	寄付金その他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(ウ)地域子育て環 境づくり支援事業									

別表 6

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（案）

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1)グループ型小規模保育事業

市町村名 ①	連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ②	家庭的保育 支援者番号 ③	グループ番 号 ④	家庭的保育者 番号 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	補助者数 (実人数) ⑧	利用児童数 (実人数) ⑨	延利用月数 ⑩	実施形態 ⑪
					円	月	人	人	月	
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
										1. 個人実施型
										2. 保育所実施型
合計	か所	人	グループ	人	円	か所	人	人	月	合計 か所
市町村		6月以上 6月未満				6月以上 6月未満				1. か所
										2. か所

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ②の市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について、上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。
 3. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
 4. ④は、グループごとに、通し番号を記入し異なるグループであることが分かるようにすること。
 5. ⑤は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
 6. ⑪は、該当する番号の左に○印を付すこと。

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（案）

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト

都道府県名
指定都市
中核市

(2) 認可外保育施設運営支援事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	支出予定額 ④ 円	事業実施月数 ⑤ 月	利用児童数 (実人数) ⑥ 人	延利用月数 ⑦ 月	補助開始 年月日 ⑧	事業開始 年月日 ⑨	保育士配置基準 適・否 ⑩
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
合計	か所	か所 公 私	円	か所	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	/		か所 適 否

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦は、本事業に関わらず、市町村による補助を開始した年月日を記入すること。（「市町村による補助」の定義は、別表の基準額欄を参照のこと）
 4. ⑩は、児童福祉施設最低基準33条第2項の保育士数の基準を満たしている施設は「適」と、満たしていない施設は「否」と記入すること。

(1) 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイ ウ エ 事業 事業 事業	
小計		か所			アイ ウ エ 事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイ ウ エ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(1) 民間児童館活動事業費(社会福祉法人等分)

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

事業実施内容	備考

(4) 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計	か所			
合計 (市町村)	か所			

雇児発第 号
平成 年 月 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について

標記について、市町村又は都道府県における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する取組等を推進するため、子育て支援交付金による事業の実施について次のとおり定め、平成23年4月1日より適用することとしたので、事業の円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」は、平成23年3月31日限りで廃止する。

(別添1)

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱

1. グループ型小規模保育事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
 - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
 - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
 - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
 - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
 - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
 - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に専念できること。
 - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
 - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者とともにより2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともにより保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかななければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

（6）連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。
なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。
- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いた

り、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 認可外保育施設運営支援事業

(1) 事業の目的

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下本事業において「最低基準」という。）の規定による保育所に係る基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、(4)の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

(4) 実施要件

- ① 施設の利用定員が、20人以上であること。
- ② 施設の設備は、最低基準第32条を満たすこと。
- ③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項の保育士数の基準以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が同条の保育士数の基準を満たすことを条件に、本事業を実施することができる。

(5) 留意事項

(4)③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添2)

地方独自の子育て支援推進事業実施要綱

1 事業の目的

子ども手当の支給と相まって、市町村における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する新たな取組及び既の実施している事業の更なる拡充等、地域の実情を踏まえた市町村独自の幅広い子育て支援の取組をより一層推進する。

併せて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に規定する市町村行動計画により毎年度市町村が策定する事業計画に基づく地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を推進する。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施要件

本事業は、市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業の部分
- ② 既の実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充の部分。
- ③ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

- ① 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- ② 既の実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ③ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- ④ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ⑤ 新たに、別添1の2の（4）に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業
- ⑥ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

4 費用

国は、市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3)

子育て支援環境整備事業実施要綱

1 民間児童館活動事業

(1) 事業の目的

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2の（4）に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の①～④の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

① 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

② 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

③ 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

④ 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的に催しを開催するための活動支援を行うものとする。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（児童館型）

①～④と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添4の1の（5）の④に定めるものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。

② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

③ 社会福祉法人等が実施する事業に対して、都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

2 児童福祉施設併設型民間児童館事業

(1) 事業の目的

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは運営要綱の第2の2(4)に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

① 児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

② 併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

イ 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

(ア) 相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

ウ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

③ 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

3 地域子育て環境づくり支援事業

(1) 事業の目的

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

(3) 実施要件

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

(4) 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところ

により補助するものとする。

4 地域組織活動育成事業

(1) 事業の目的

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 実施要件

① 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

ア 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。

イ 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。

ウ 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。

エ 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。

オ 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

② 活動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

ア 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

イ 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

ウ 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

エ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が助成する事業

(別添4)

次世代育成支援対策推進事業評価基準

1 交付要綱の3の(2)のアの特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できている、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具

体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既の実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(ア) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(ア) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

- (イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
- (エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援者

(ア) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(イ) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。ただし、以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (イ) 保育施設までの送迎
 - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (ア) 本部の設置について

各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (ア) アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。
- (イ) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- (ウ) 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。
- (エ) 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。
- (オ) 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(カ) 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。
ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(ケ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（アの(ア)から(ウ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なエの(ア)から(オ)、会員数100人相当以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村とアの(ウ)を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。ただし、以下の(ア)～(エ)のすべての事業を実施するファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(イ) 相互援助活動の調整等

(ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 医療機関との連携体制の整備

イ 相互援助活動の内容

(ア) 病児・病後児の預かり

- (イ) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (エ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(ア)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のエ(ア)~(ク)に加えて、以下の方法によること。

(ア) 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(イ) 医療機関との連携体制の整備

a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(ウ) 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(エ) 病児・病後児の預かりについての留意事項

a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

b ①のエ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

エ 実施体制

(ア) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成23年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

(ウ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(アの(ア)から(エ)及びこれらの事業内容

を実施するために必要なウの(ア)から(エ)) が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)、(エ)の両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部(アの(ウ)、(エ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なウの(ア)、(イ))を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。)の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。(ただし、①のアの(ア)~(ウ)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。)

イ 利用支援の内容

- (ア) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (イ) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (ウ) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

a 児童の保護者の疾病

b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事

由

- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認め
た場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在
となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の
場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供
等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の
夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近
であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが
困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市
町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるも
のとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居
宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておく
こと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確
保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相
談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に
規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに
定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。
- (イ) 複数の場所で開催するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

- ①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途評価の対象とする。
- (ア) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（(6)に定める事業（保育所型を除く。））またはこれに準じた事業の実施
- (イ) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（(1)に定める事業）または養育支援訪問事業（(2)に定める事業）の実施
- (エ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

- ①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。
- (ア) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- (イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組
- (ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- (エ) 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあつては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

- (イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- (ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

- (ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。
- (イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置（小規模型指定施設）

(ア) 内容

従来の子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、平成23年度において、評価の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)
- d 次の(a)~(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(ア) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者(以下「担当者」という。)を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

- ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(6) 一時預かり事業

① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

保育所で実施するものとする。

(イ) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型（児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。
担当者の数は2名を下ることはできないこと。
担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 交付要綱の3の(2)のイのその他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(ア) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

- (ア) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。
ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。
なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。
- (イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- (ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (オ) 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- (カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育

① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(ア) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社

会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

- b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」)

- (イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修
- b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

- イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(ア)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

- (ア) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

- (イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

- ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

- イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

- ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしずらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。
(ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。)

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故等）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診等の集団健診等の場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明する等、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

（事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員等

イ 加算分（事故予防検討会の開催）

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

評価に対する基準点数表

【特定事業】

	基準点数	
評価 1		
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業によ} \\ \text{る家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.04 ポイント
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援		
(2) (1)以外の市町村	$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業によ} \\ \text{る家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.03 ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	} 1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリー・サポート・センター事業		
① 基本事業(会員数)		} 1市町村あたり
・ 100人相当～299人	10.0ポイント	
・ 300人～ 599人	14.0ポイント	
・ 600人～ 999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		} 1支部あたり (加算)
・10か所以上	50.0ポイント	
・10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	
② 病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの利用件数)		} 1市町村あたり
・～59件	9.0ポイント	
・60件～119件	12.0ポイント	
・120件～199件	19.0ポイント	
・200件～299件	28.0ポイント	
・300件～399件	38.0ポイント	
・400件～599件	52.0ポイント	
・600件以上	72.0ポイント	
・近隣市町村会員受入	5.0ポイント	} 1市町村あたり
・初年度体制整備	20.0ポイント	
③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援		} 1市町村あたり
・利用支援 有	2.0ポイント	
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		} 100人日あたり
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		} 1か所あたり
・基本分	0.45ポイント	
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	

【特定事業(続き)】

	基準点数
評価 1	
○地域子育て支援拠点事業	
① ひろば型	
基本分	
・3～4日開所	17.8ポイント
・3～4日開所(機能拡充あり)	23.9ポイント
・5日開所	21.8ポイント
・5日開所(機能拡充あり)	36.5ポイント
・6～7日開所	25.8ポイント
・6～7日開所(機能拡充あり)	39.0ポイント
加算分	
・出張ひろばの実施	6.7ポイント
・地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	2.2ポイント
・地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	3.0ポイント
・地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	3.7ポイント
・地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	4.5ポイント
② センター型	
基本分	
・5日開所	37.0ポイント
・6～7日開所	39.6ポイント
経過措置(小規模型指定施設)	
・基本分	12.9ポイント
・加算分(保健相談等)	6.8ポイント
③ 児童館型	
基本分	8.4ポイント
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント
○一時預かり事業	
① 保育所型、地域密着型(年間延べ利用児童数)	
・25人以上～300人未満	2.6ポイント
・300人以上～900人未満	7.9ポイント
・900人以上～1,500人未満	14.2ポイント
・1,500人以上～2,100人未満	20.5ポイント
・2,100人以上～2,700人未満	26.8ポイント
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント
・3,300人以上～3,900人未満	39.4ポイント
・3,900人以上	45.7ポイント
② 地域密着Ⅱ型(年間延べ利用児童数)	
・25人以上～300人未満	2.4ポイント
・300人以上～900人未満	7.1ポイント
・900人以上～1,500人未満	12.8ポイント
・1,500人以上～2,100人未満	18.4ポイント
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント
・2,700人以上～3,300人未満	29.8ポイント
・3,300人以上～3,900人未満	35.4ポイント
・3,900人以上	41.1ポイント

【その他の事業】

	基準点数	
評価 2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	} 1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント	1市町村あたり
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	} 1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント	1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業		
① 基本分(事業実施担当者の配置等)		
児童人口2,500人未満	3.0ポイント	} 1市町村あたり
児童人口2,500人以上～8,500人未満	5.0ポイント	
児童人口8,500人以上	8.0ポイント	
② 加算分(事故予防検討会の開催)	1.0ポイント	